

## 中労委「M」救済命令勝利報告集会アピール

10月28日中央労働委員会は、中労委平成22年（不再）第13号東海旅客鉄道（新幹線関西地本掲示物撤去）不当労働行為事件について、組合側の主張を認め勝利命令を下した。

私たちは、「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに組合掲示物の撤去は、不当労働行為である」として、平成17年5月22日から同年9月12日までに撤去された9点について平成18年2月21日愛知県労働委員会に救済を申し立て、9点中9点の完全勝利命令を愛知県労働委員会は下した。しかし、会社は愛知県労働委員会の命令を不服として、中央労働委員会に申し立てたものである。

中央労働委員会は、会社による組合掲示物の撤去は「労働組合法7条第3号に該当する」不当労働行為であるとして9点中7点の組合掲示物の撤去に関して、組合側の主張を認め、JR東海労中央本部、新幹線関西地本、名古屋車両所分会に対して、JR東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長名で、今後このような行為を繰り返さないよう留意いたします。」という文書を速やかに手交しなければならないと認定した。

会社は、この決定を真摯に受け止め直ちに、JR東海労中央本部、新幹線関西地方本部、名古屋車両所分会に対して直ちに謝罪文を手交し、私たちに心より謝罪すべきである。またしても、会社は2010年10月、組合掲示板から一方的な撤去通告を行い掲示物を不当に撤去してきている。反省するどころか労働委員会の命令をも無視し会社の都合の悪いことや真実を他労組の組合員に見せないために不当行為を繰り返していることは断じて許すことはできない。

5兆4000億円の国鉄長期債務の返済が完了していないにも関わらず、さらに5兆1000億円の費用でリニア建設を計画し、リニア建設の実現のために「命令と服従」「規律と忠誠心」の労務管理をより一層強め、コスト削減、労働の質の強化など、私たち労働者へのしわ寄せを、さらに強めることは火を見るよりも明らかである。

私たちは加藤誠二さん・美世志会の仲間と連帯して、多くの問題があるリニア中央新幹線建設反対の闘い、平和と人権を守る闘い、一切の組織破壊攻撃を許さず組織を守るために、すべての労働者に勇気と自信を与える闘いを組織一丸となって造りあげようではありませんか！

2010年 11月 9日

JR東海労働組合中央本部

JR東海労働組合新幹線関西地方本部

JR東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会

中労委「M」救済命令勝利報告集会